

○甲佐町ファミリーサポートセンター事業実施要綱

平成25年6月5日

甲佐町告示第46号

(目的)

第1条 この要綱は、育児の援助を行いたい者（以下「協力会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）を会員として組織する甲佐町ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）を設立して第3条に規定する事業を行う甲佐町ファミリーサポートセンター事業（以下「事業」という。）を実施することにより、仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域において子育てを互いに支え合う環境づくりを推進し、町民が安心して子育てができる地域社会を構築することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、甲佐町とする。ただし、町長は、この事業の運営を社会福祉法人又は特定非営利活動法人等の団体に委託することができる。

(業務内容)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整等
- (3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会の開催
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) 事業推進のための啓発及び広報に関する業務
- (7) その他事業の実施に必要な業務

(開設時間及び休業日)

第4条 センターの開設時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで）
- (4) 夏季休業（8月13日から同月15日まで）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に町長が必要であると認める日

(アドバイザー)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、センターにアドバイザーを置くものとする。

2 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの事業内容の周知及び啓発
- (2) 会員の登録
- (3) 会員の統括
- (4) サブリーダーの選任
- (5) サブリーダーの育成指導
- (6) 会員の相互援助の連絡調整
- (7) 相互援助活動に必要な関係機関との連絡調整
- (8) 会員の交流会の開催にかかる事務
- (9) 会員間のトラブルへの助言
- (10) 会員に対する広報紙の発行
- (11) その他必要な業務

(サブリーダー)

第6条 センターは、援助活動の円滑な実施のため必要があると認めるときは、会員の中からサブリーダーを置くことができる。

2 サブリーダーは、アドバイザーの行う業務を補佐する。
(入会等)

第7条 センターに入会しようとする者は、甲佐町ファミリーサポートセンター入会申込書(様式第1号)を提出し、その承認を受けなければならない。

2 会員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

(1) 町内に住所を有していること。(利用会員にあっては、町外に住所を有する者で、町内に勤務するものを含む。)

(2) 協力会員にあっては、援助活動に理解と熱意を有する20歳以上の者であってセンターが実施する講習を終了したものであること。ただし、保育士又は看護師の資格を有する者及びセンターが特に受講を要しないと認める者については、この限りではない。

(3) 利用会員にあっては、生後3箇月から小学6年生までの児童(以下「対象児童」という。)と同居し、養育している者であること。

3 協力会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

4 センターは、入会を承認したときは、センターの会員として登録するとともに、甲佐町ファミリーサポートセンター会員証(様式第2号。以下「会員証」という。)を交付するものとする。

5 会員証の有効期限は、2年間とする。ただし、年度の途中で入会した会員に係る会員証の有効期限は、入会の日から1年を経過した日以後の3月31日までとする。

6 会員は、会員証の内容に変更が生じたときは、センターに甲佐町ファミリーサポートセンター会員登録内容変更届(様式第3号)を提出しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 退会しようとする者は、センターに甲佐町ファミリーサポートセンター退会届(様式第4号)を提出しなければならない。

2 会員は、前条第2項に掲げる要件を満たさなくなったときは、その資格を喪失するものとする。

3 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失させることができる。

(1) 会員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 会員が次条に定める義務に違反したとき。

4 会員は、その資格を喪失したときは、直ちにセンターに会員証を返還しなければならない。

(会員の義務)

第9条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 誠実に相互援助活動を行うこと。

(2) 援助活動を通じて知り得た他の会員及びその家族に関する秘密を漏らしてはならない。退会した後も同様とする。

(3) 会員の地位を利用して政治活動及び宗教活動を行わないこと。

(4) 援助活動において、営利等を目的とする行為を行わないこと。

(5) 前各号に掲げる事項のほか、センターの目的に反する行為を行わないこと。

(活動の内容)

第10条 援助活動の内容は、次のとおりとする。

(1) 保育所及び幼稚園(以下「保育施設等」という。)の保育以外の時間に対象児童を預かること。

(2) 保育施設等までの対象児童の送迎を行うこと。

- (3) 学校及び学童保育（以下「学校等」という。）終了後において、対象児童を預かること。
 - (4) 学校等までの対象児童の送迎を行うこと。
 - (5) 対象児童の軽度の病気や学校等及び保育施設等の休日、その他の事由がある場合において、臨時的に対象児童を預かること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、利用会員の仕事と育児の両立を図るために必要な援助活動を行うこと。
- 2 援助活動は、原則として協力会員の自宅において行うものとする。ただし、対象児童が病気の場合その他やむを得ないと認められる場合は、当事者間で合意の上、利用会員の家庭等において行うことができる。
 - 3 援助活動は、午前6時から午後10時までの間において、必要と認められた時間とし、原則として対象児童の宿泊は行わない。

（援助活動の利用申出等）

第11条 利用会員は、援助活動を受けたいときは、援助申請書（様式第5号）によりセンターに申し込むものとする。ただし、2回目以降の申込みについては、利用会員及び協力会員が同一者である場合においては、センターに電話により申し込むことができる。

2 センターは、前項の申込みを受けたときは、当該援助の内容、日時、緊急時の連絡先等、援助活動の調整に必要な事項を確認し、援助依頼受付簿（様式第6号）に記載するとともに、当該援助活動の実施に際して適した者を協力会員のうちから選定するものとする。

3 前項の規定により選ばれた協力会員は、利用会員と援助活動の実施について十分な協議を行い、両者合意の上で当該援助活動の内容、日時等の詳細を決定するものとする。

（援助活動の報告）

第12条 協力会員が援助活動を実施したときは、当該援助活動の記録を援助活動報告書（様式第7号）に記載し、利用会員の確認を受けるものとする。

2 協力会員は、前項の規定により利用会員の確認を受けたときは、遅滞なく援助活動報告書をセンターに提出するものとする。

（会員の遵守事項）

第13条 協力会員は、援助活動に当たって対象児童の安全確保、健康管理及び生活管理に十分配慮するとともに、事故の発生予防に努めるものとする。

2 協力会員は、援助活動中に対象児童の異常を認めたときは、状況に応じて適切な措置をとるものとする。

3 利用会員は、協力会員に対し、援助活動が終了した都度、別表に定める基準に従って利用料を支払うものとする。ただし、相互援助活動において発生した経費についても同時に支払うものとする。

（責任の所在）

第14条 援助活動中に事故等が発生した場合には、原則として当事者である会員相互で解決するものとする。ただし、会員は、事故等に備え、保険に一括して加入するものとする。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年6月5日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 甲佐町ファミリーサポートセンター事業実施要項（平成16年甲佐町告示第13号）は、廃止する。

別表（第13条第3項関係）

援助活動利用料金基準額表

利用区分	利用料金基準額（1時間当たり）
平日（月曜から金曜日）午前7時から午後7時まで	500円
平日（月曜から金曜日）午前6時から午前7時まで 平日午後7時から午後10時まで	600円
第4条第2項に該当する日 （土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休業等）	600円

備考

- 1 取消しの場合、次の金額を利用会員は支払うものとする。
 - (1) 前日までの取消し 無料
 - (2) 開始予定時刻までの取消し 基準額1時間分
 - (3) 開始予定時刻を過ぎてからの取消し 基準額×過ぎた時間
 - (4) 無断取消し 全額
- 2 援助活動において発生した対象児童に与える食事、おやつ、おむつ等の費用又は公共交通機関やタクシー利用の交通費は、利用会員が実費を支払うものとする。
- 3 利用会員が兄弟で複数の子どもを依頼した場合は、2人目からの利用料金は半額を支払うものとする。
- 4 最初の1時間は、それに満たなくても1時間とする。
- 5 1時間を超える活動は30分単位とし、基準額表の半額を単価とする。

様式第1号(第7条第1項関係)

区 分	1 利用	2 協力	3 両方
-----	------	------	------

甲佐町ファミリーサポートセンター入会申込書

年 月 日

甲佐町ファミリーサポートセンター 御中

下記のとおり、甲佐町ファミリーサポートセンターへの入会を申し込みます。



		承 認	承 認 ・ 不承認
		受付番号	
【全員記入欄】			
申 込 者	ふりがな	男	生年月日 年 月 日
	氏 名	女	職 業 1 雇用労働者 2 自営業 3 無 職 4 その他
	住 所	〒 連絡先が勤務先の場合は会社名・所在地 連絡先電話番号 自 宅 会 社 携 帯	

【利用会員希望者の記入欄】						
援助を希望 する子ども の状況	子どもの名前(ふりがな)	生年月日	性 別	続 柄	保育施設等・学校名	備 考
			男・女			
			男・女			
参考事項	※子どもの性格・心身の状況・その他健康面・生活面で注意すべきことを記入すること。					

		【協力会員希望者の記入欄】															
家族の状況	有・無・子ども(人)	援助 できる 曜日・ 時間	時間	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
	歳・歳		月														
援助 できる 内容	1 自宅で乳児(1歳未満)を預かること。		火														
	2 自宅で1歳以上3歳未満児を預かること。		水														
	3 自宅で3歳以上就学未満児を預かること。		木														
	4 自宅で小学生を預かること。		金														
	5 保育施設等に送迎すること。		土														
	日																
	その他																
	免許資格等																
車での送迎	可・不可	ペットの状況	犬・猫・その他()														
講習終了期日		年 月 日					年 月 日										

※利用会員と協力会員とを兼ねることを希望する場合は、両方の欄に記入してください。(太枠に記入)
 ※入会に際し、本登録諸記載の情報内容が、協力会員に提供されることに同意します。

様式第2号(第7条第4項関係)

(表 面)

甲佐町ファミリーサポートセンター会員証			
会員の種類	1 利用会員・2 協力会員・3 両方会員		
会員 No.	甲ファ(利・協・両) No.		
氏名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日
住所	甲佐町大字		
発行日		年	月 日
有効期限		年	月 日まで有効

上記の者は、甲佐町ファミリーサポートセンターの会員であることを証明します。

甲佐町ファミリーサポートセンター
TEL
FAX

(裏 面)

注 意 事 項	
1	この会員証は、援助活動を利用又は実施するときは必ず携帯して、関係人からの請求があったときは、提示してください。
2	この会員証を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは直ちにセンターに連絡してください。
3	援助活動の依頼および提供は、センターを通して行ってください。
4	協力会員は、援助活動を行ったときは「援助活動報告書」に記入し、利用会員から確認を受けてください。
5	会員は、援助活動を通じて知り得た会員及びその家族に関する秘密を漏らしてはいけません。退会した後も同じです。
6	援助活動中に発生したトラブルについては、会員間で解決してください。
7	援助活動中に事故等が発生したときは、直ちにセンターへ連絡してください。
8	この会員証を他人に貸したり、又は譲渡したりしないでください。また、退会する時は必ず、この会員証をセンターにお返しください。
9	その他援助活動の実施や報酬の授受等については、甲佐町ファミリーサポートセンター事業実施要綱に従ってください。

様式第3号(第7条第6項関係)

甲佐町ファミリーサポートセンター会員登録内容変更届

甲佐町ファミリーサポートセンター 御中

年 月 日

住 所 甲佐町大字

届出者 氏 名

会員番号 甲ファ(利・協・両)No.

甲佐町ファミリーサポートセンターの(利用・協力・両方)会員として登録されている事項について、下記のとおり変更がありましたので、届け出ます。

記

項 目	変 更 前	変 更 後
氏 名		
住 所		
そ の 他		

様式第4号(第8条第1項関係)

甲佐町ファミリーサポートセンター退会届

甲佐町ファミリーサポートセンター 御中

年 月 日

届出者 住 所 甲佐町大字
氏 名 ㊟

私は、このたび甲佐町ファミリーサポートセンターを退会したいので、その旨届け出ます。

会員の種類	1 利用会員 2 協力会員 3 両方会員		
会員番号	甲ファ(利・協・両)No.		
フリガナ	-----		
会員氏名	生年月日	年 月 日	
住 所	〒 ー		
電話番号	() ー		
理 由			

※ 以下の枠内は、センターが記入します。

退 会 日	年 月 日
会員証の変換	有 ・ 無 ()
受 付	年 月 日 (受付担当者名:)
備 考	

様式第5号(第11条第1項関係)

甲佐町ファミリーサポートセンター 御中

年 月 日

事前打ち合わせ

(打合せ年月日: 年 月 日)

援 助 申 請 書

※全ての項目について、利用会員においてご記入ください。

会員番号	甲ファミ協・両No.	(ふりがな) 会員氏名	
会員住所	TEL	勤務先	TEL
携帯電話番号		緊急連絡先	
(ふりがな) 子どもの名前 (愛称)			
生年月日 性別	年 月 日 男 ・ 女	年 月 日 男 ・ 女	年 月 日 男 ・ 女
保育所・幼稚園 学校名(学年・組) 電話番号	TEL	TEL	TEL
かかりつけの 医療機関	TEL	TEL	TEL
年齢(月齢)	歳 か月 ℃	歳 か月 ℃	歳 か月 ℃
子どもの 状況	食事	普通食(離乳食) ミルク	普通食(離乳食) ミルク
	食物アレルギーの有無	有(無)	有(無)
	ペットアレルギーの有無	有(無)	有(無)
	好きな遊び おもちゃ等 最近かかった 病気等		
排泄	自立・おむつ	自立・おむつ	自立・おむつ
子どもの性格 心身の状況 留意する点			

【協力会員連絡先】

会員番号	甲ファミ協・両No.	名前	
住所		電話番号	

【地図】援助活動に必要な地図

(自宅から保育施設等までの経路地図・自宅・保育所付近図)

自宅で預かり	生活リズム	昼寝時間等
	利用会員が 用意する物	おんぶひも・ベビーカー等
保育園等への 送迎の有無	送迎手段	1 徒歩 2 バス 3 タクシー 4 自家用車 5 その他()
	チャイルドシート 等の有無	有 ・ 無 ()

【保育所への送迎について】

* 保育所等への送迎の依頼については、会員相互で保育所等へ出向き、荷物の置き場所等を確認してください。迎えに行った際は、どの保育師等からも一目でわかるよう会員証をつけて、担任の先生に声を掛けてから送迎してください。

※ 貴人情報の取り扱いには、くれぐれもご注意ください。

甲佐町ファミリーサポートセンター TEL・FAX 234-5185 受付時間：月～金(国民の祝日等を除く。) 9:00～17:00

様式第7号(第12条第1項関係)

3枚目中1枚目

年 月 日

援 助 活 動 報 告 書 【協力会員→事務局用】

利 用 会 員	会員番号	甲フア利・両No.	氏 名	
援 助 対 象 児 童 等 の 名 前	1	(歳 ヶ月)	性 別	男 ・ 女
	2	(歳 ヶ月)	性 別	男 ・ 女
	3	(歳 ヶ月)	性 別	男 ・ 女
援 助 依 頼 の 理 由	1 仕事 2 保護者の病気 3 家族の病気介護 4 冠婚葬祭 5 学校保育園等の行事 6 その他()			
協 力 会 員	会員番号	甲フア協・両No.	氏 名	
援 助 活 動 日 時	年 月 日		(予定)	時 分 ~ 時 分
			(実績)	時 分 ~ 時 分
援 助 活 動 の 内 容 等	時 間	活 動 内 容	児 童 等 の 様 子	

(備考) 活動内容欄には、食事(ミルク)、おやつ、排泄、睡眠、遊び等を記入してください。

報 酬	円	(内訳)	円× 時間=	円
	円	(内訳)	円× 時間=	円
実 費	円	(実費内訳)		
	円	(ガソリン代)	Km× 円	
計	円	(内訳)		

援助活動の結果を確認し、報酬等を支払います。

年 月 日

利用会員氏名

㊟

援助活動に対する報酬等を確かに受け取りました。

年 月 日

協力会員氏名

㊟

様式第7号(第12条第1項関係)

3枚目中2枚目

年 月 日

援 助 活 動 報 告 書 【協力会員控】

利 用 会 員	会員番号	甲ファ利・両No.	氏 名	
援 助 対 象 児 童 等 の 名 前	1		(歳)	性 別 男 ・ 女
	2		(歳)	性 別 男 ・ 女
	3		(歳)	性 別 男 ・ 女
援 助 依 頼 の 理 由	1 仕事 2 保護者の病気 3 家族の病気介護 4 冠婚葬祭 5 学校保育園等の行事 6 その他()			
協 力 会 員	会員番号	甲ファ協・両No.	氏 名	
援 助 活 動 日 時	年 月 日		(予定)	時 分 ~ 時 分
			(実績)	時 分 ~ 時 分
援 助 活 動 の 内 容 等	時 間	活 動 内 容	児 童 等 の 様 子	

(備考) 活動内容欄には、食事(ミルク)、おやつ、排泄、睡眠、遊び等を記入してください。

報 酬	円	(内訳)	円 × 時間 =	円
	円	(内訳)	円 × 時間 =	円
実 費	円	(実費内訳)		
	円	(ガソリン代)	Km × 円	
計	円	(内訳)		

援助活動の結果を確認し、報酬等を支払います。

年 月 日

利用会員氏名

㊟

援助活動に対する報酬等を確かに受け取りました。

年 月 日

協力会員氏名

㊟

様式第7号(第12条第1項関係)

3枚目中3枚目

年 月 日

援 助 活 動 報 告 書 【依頼会員控】

利 用 会 員	会員番号	甲ファ利・両No.	氏 名	
援 助 対 象 児 童 等 の 名 前	1		(歳)	性 別 男 ・ 女
	2		(歳)	性 別 男 ・ 女
	3		(歳)	性 別 男 ・ 女
援 助 依 頼 の 理 由	1 仕事 2 保護者の病気 3 家族の病気介護 4 冠婚葬祭 5 学校保育園等の行事 6 その他()			
協 力 会 員	会員番号	甲ファ協・両No.	氏 名	
援 助 活 動 日 時	年 月 日		(予定)	時 分 ~ 時 分
			(実績)	時 分 ~ 時 分
援 助 活 動 の 内 容 等	時 間	活 動 内 容	児 童 等 の 様 子	

(備考) 活動内容欄には、食事(ミルク)、おやつ、排泄、睡眠、遊び等を記入してください。

報 酬	円	(内訳)	円 × 時間 =	円
	円	(内訳)	円 × 時間 =	円
実 費	交通費	円 (実費内訳)		
	その他	円 (ガソリン代)	Km × 円	
計	円	(内訳)		

援助活動の結果を確認し、報酬等を支払います。

年 月 日

利用会員氏名

㊟

援助活動に対する報酬等を確かに受け取りました。

年 月 日

協力会員氏名

㊟